

議案第 5 2 号

愛西市遺児手当支給条例の一部改正について

愛西市遺児手当支給条例（平成 1 7 年愛西市条例第 1 0 0 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

愛西市長 八 木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当及び愛知県遺児手当と同様に支給要件を拡大するため、改正する必要があるからである。

愛西市条例第28号

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る）を受けた者

第4条を次のように改める。

（支給の停止）

第4条 手当は、父母等及び父母等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第6条の3第1項から第3項までに規定する額以上であるときは、その年の8月分から翌年の7月分までは支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその計算方法の例による。

第7条第2項中「、毎年3月及び9月の2期にそれぞれの月までの分を支払うものとする。」を「、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれその前月までの分を支払う。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。